

中分類 2 4 - 金属製品製造業

総 説

この中分類には、主として次のような鉄及び非鉄金属製品を製造する事業所が分類される。すなわち、プリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種の金属製品などである。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものは次のとおりである。すなわち、金属製家具を製造する事業所は中分類 13 - 家具・装備品製造業に、はん用機械を製造する事業所は中分類 25 - はん用機械器具製造業に、生産用途の機械を製造する事業所は 26 - 生産用機械器具製造業に、計量器、測定器、分析機器、測量機械、理化学機械を製造する事業所は中分類 27 - 業務用機械器具製造業に、電気機械を製造する事業所は中分類 29 - 電気機械器具製造業に、電子計算機及び通信機械を製造する事業所は中分類 30 - 情報通信機械器具製造業に、輸送用機械器具を製造する事業所は中分類 31 - 輸送用機械器具製造業に、宝石加工及び貴金属製品を製造する事業所は中分類 32 - その他の製造業にそれぞれ分類される。鉄、非鉄金属及びそれらの合金並びに基礎金属材料を製造する事業所は中分類 22 - 鉄鋼業及び中分類 23 - 非鉄金属製造業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

242 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業

2421 洋食器製造業

主として食卓用刃物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業

× 洋食器製造業（貴金属製品） [3219]

2422 機械刃物製造業

主として金属加工機械(金属工作機械を除く)、木材加工機械、パルプ及び製紙機械、製本機械、皮革処理機械、たばこ製造機械などの機械に取り付けられる機製造する事業所をいう。

ただし、金属工作機械に取り付けられる切削工具を製造する事業所は中分類26[2664]に、建設及び鉱山機械に取り付けられるビット、スペード、スチールなどを製造する事業所は中分類6[2621]に分類される。

機械刃物製造業；木材加工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業

× 切削工具製造業[2664]；建設・鉱山機械用ビット・スペード・スチール製造業[2621]

2423 利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)

主として機械用及び農業用刃物を除くあらゆる種類の利器、工匠具及び手道具、すなわち、おの、かんな、のみ、金づち、包丁、ポケットナイフ、はさみ、バリカン、かみそり、マニキュア用器具、やっこ、シベル、つるはし、ハンマ及びその他の修理業者、宝石加工業者、石工業者などの用いる特殊道具を製造する事業所をいう。

おの製造業；かんな製造業；のみ製造業；きり製造業；刃物製造業(包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など)；缶切製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全かみそり製造業(替刃を含む)；かみそり製造業；土工用具製造業；シヨベル製造業；つるはし製造業；ハンマ製造業；石工用手道具製造業；宝石加工手道具製造業

× 農業用刃物製造業[2426]；医療用刃物製造業[2741]；手持工具製造業(動力付)[2664]；手引のこぎり製造業[2425]

2424 作業工具製造業

主としてレンチ、スパナ、ペンチ、ドライバやすりなどを製造する事業所をいう。

ただし、主として利器工匠具及び手道具を製造する事業所は細分類 2423 に、のこぎりを製造する事業所は細分類 2425 に、農業用器具を製造する事業所は細分類 2426 に、動力付手持工具を製造する事業所は中分類 26 [2664] に分類される。

レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業；やすり製造業；やすり目立業

×機械刃物製造業 [2422]；利器工匠具製造業 [2423]；のこぎり製造業 [2425]；農業用器具製造業 [2426]；動力付手持工具製造業 [2664]；研磨布紙製造業 [2173]

2425 手引のこぎり・のこ刃製造業

主として手引のこぎり及びのこ刃（手引用、動力用）を製造する事業所をいう。

ただし、のこ盤を製造する事業所は中分類 26 [2642] に分類される。

のこぎり製造業（手引のもの）；のこ刃製造業（丸・帯のこぎりのもの）

×製材機械製造業（のこ盤製造業）[2642]

2426 農業用器具製造業（農業用機械を除く）

主としてくわ、かま、ホー、すき、まんのうなどを製造する事業所をいう。

主として農業用機械を製造する事業所は中分類 26 [2611] に分類される。

耕作用具製造業；養蚕用機器製造業（金属製のもの）；養きん用機器製造業（金属製のもの）；養ほう機器製造業（金属製のもの）；農業用刃物製造業

×農業用機械製造業 [2611]；土工用具製造業（ショベル、つるはしなど）[2423]

2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。

主な製品は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。

ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248〔2481〕に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247〔2471〕に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

建築用金物製造業；架線金物製造業；袋物用金具製造業；家具用金具製造業；建具用金具製造業；自動車用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん金具製造業；錠前製造業；かぎ製造業；金庫錠製造業；戸車製造業（金属製）；ドアクローザ・ヒンジ製造業

×ボルト・ナット製造業〔2481〕；くぎ・靴くぎ製造業〔2471〕；機械刃物製造業〔2422〕；魔法瓶製造業〔3289〕